

アルコールチェッカーの義務化(安全運転管理者の業務)

アルコールチェッカーの義務化は、本来 2022 年 10 月から開始される予定でしたが、製造・供給が追いつかないため延期されていたところ、2023 年 12 月から開始されることになりました。

1. 義務化の内容

- ① アルコールチェッカーを使用して酒気帯びの有無を確認する。
- ② アルコールチェッカーを正常に使える状態に保つ。

2. アルコールチェッカーの種類

- 吹きかけタイプ ~ 機器本体の吹き込み口に息を吹きかけてアルコール値を測定。
- ストロータイプ ~ 上記にストローを差し込む。息を直線でかけるため精度が高い。
- マウスピースタイプ ~ 専用マウスピースを使用。周囲の空気の影響を受けない。

※ 国家公安委員会が定める基準を満たす機器を選定すること。

3. アルコールチェッカーの日常点検

- 【毎日の確認】 ○電源が入るか。 ○損傷がないか。
- 【週 1 回以上の確認】 ○酒気を帯びていない者が使用した場合に、アルコールを検知しないか。
○アルコールを含有する液体又は希釈したものを口内に噴射したうえでアルコールを検知するか。
- 【定期メンテナンス】 ○機器付属の説明書をよく読み、メンテナンスをする。

4. 確認内容の記録

- ①確認者名 ②運転者名 ③運転する自動車ナンバー若しくは識別できる番号
- ④確認日時 ⑤確認方法(アルコール検知器の使用の有無若しくは、対面でない場合は具体的な方法) ⑥酒気帯びの有無 ⑦指示事項 ⑧その他必要な事項

※ 記録したデータは 1 年間保存。紛失を避けるため記録のデジタル化が有効。

5. アルコールチェッカー実施者

- ① 安全運転管理者 ②副安全運転管理者 ③安全運転管理者の業務を補助する者

6. 従業員が飲酒運転で事故を起こしてしまった場合の罰則

(1) 民事処分

違反者のほか、会社の業務で自動車を飲酒運転し、相手に怪我を負わせたり、死亡させたりした場合は、会社にも民事責任が生じる。

(2) 刑事処分

運転者が飲酒していることを事業所が認識しているにもかかわらず運転させた場合は、飲酒運転の恐れのある者へ車両を提供したとして罰せられる。

(3) 行政処分

従業員が飲酒運転で事故を起こしたことにより、一定期間の車両使用禁止、事業停止、営業許可取り消し等の処分が行われることがある。 以上

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければならない。

※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算

※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等
< 欠格事項 >	
<ul style="list-style-type: none">○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反	

4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持
- 運転日誌の備え付けと記録
- 運転者に対する安全運転指導

5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。**

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署まで**

安全運転管理者等に関するよくある質問

安全運転管理者等の届出

- Q** 単身赴任でも安全運転管理者等になることができるか教えてください。
また、単身赴任者が安全運転管理者等になる場合の注意点を教えてください。
- A** 単身赴任でも選任は可能ですが、安全運転管理者等の業務を的確に行うためにも、可能な限り長期間できる方の選任をお願いします。
もし、単身赴任者を選任する場合、生活本拠地が変わりますので、運転免許証の住所変更をお願いします。
なお、住民票が変更できない理由がある場合は、届出時に伝えてください。
(※ 住民票に関する不明な点は、各市区町村役所にお問合せください。)

移転時の手続き

- Q** 会社が移転する場合の手続きを教えてください。
- A** 都内の移転であれば、移転先を管轄する警察署へ安全運転管理者等に関する変更届の提出をお願いします。(解任届の提出は不要です。)
変更届には、移転したことが分かるように、所在地欄を上下に分け、新旧の所在地を記載するほか、備考欄に移転日を記載し、安全運転管理者証とともに提出をお願いします。
都内から都外へ移転する場合は、移転元を管轄する警察署へ、解任届を提出した後、移転先を管轄する道府県の警察署へ届出をお願いします。

交代等の手続き

- Q** 安全運転管理者等の交代や届出の変更手続きの注意点を教えてください。
- A** 安全運転管理者等を交代する場合や会社名、所在地等の変更がある場合は、変更後、15日以内に管轄する警察署へ選解任届や変更届の提出をお願いします。
届出が完了していない場合は、法定講習を受講することができなくなることがありますので、速やかな手続きをお願いします。

安全運転管理者等の法定講習

- Q** 安全運転管理者等の法定講習について教えてください。
また、仕事で講習に行けないときは代理受講できますか。
- A** 安全運転管理者等に選任されますと、年に一回安全運転管理者等に関する講習の案内が郵送されますので内容を確認し、講習の申し込みをお願いします。
申し込みを完了された方しか受講をすることができません。
講習手数料は、「非課税」となり、
- ・安全運転管理者 4,500円
 - ・副安全運転管理者 3,000円
- です。

安全運転管理者による管理の対象となる「自動車」及び「運転者」

Q 安全運転管理者による管理の対象となる「自動車」及び「運転者」について教えてください。

A 安全運転管理者による管理の対象となる「自動車」とは、「自動車の使用者」が「自動車の使用の本拠」において管理する自動車をいい、安全運転管理者による管理の対象となる「運転者」とは、当該使用者の業務に従事して当該自動車を運転する者をいいます。

安全運転管理者の選任義務の対象

Q 会社の自動車であっても、常に直行直帰するなど、使用の本拠が自宅にある場合は安全運転管理者の選任義務の対象となりますか。

A 事業所が、その所有する自動車を従業員に貸与し、当該従業員がその自宅において当該自動車の管理を行い、当該自宅から用務先に直行直帰するなど、当該自動車の使用の本拠が自宅にあると解される場合には、当該自動車は、安全管理者の選任義務の対象となる自動車の台数には含まれません。

安全運転管理者による管理の対象

Q 自動車販売店が検査、修理を行うために顧客から一時的に預かった自動車はこれに当たりますか。

A 安全運転管理者の業務の対象となる「自動車」は、「自動車の使用者」が「自動車の使用の本拠」において管理する自動車に限られることから、自動車販売店が検査、修理を行うために顧客から一時的に預かった自動車は、これに含まれません。

同ビル同フロア内の営業所における安全運転管理者

Q 同じビルに、親会社と子会社の営業所が入居している場合や複数の営業所を1人の所長が管理している場合において、安全運転管理者を兼任することはできますか。

A 複数の営業所などを兼任することはできません。

適正な安全運転管理業務を行うためにも、それぞれの営業所において、安全運転管理者等を選任する必要があります。

運行日誌の活用

Q 運行日誌を作成する事でどんな効果があるのですか。

A 運行日誌を作成することで、運転者が長時間運転や長距離運転など無理をしていないか、運行状況などを把握することができます。

運転を終了した運転者に記録させ、運行状況の把握をお願いします。

運行日誌については、安全運転管理者等法定講習のテキストにも記載がありますので、参考にしてください。

また、代理受講はできません。

最新の道路交通法や交通事故情勢など、安全運転管理業務に必要な重要な講習ですので、年度内に1度、必ず受講するようにお願いします。

なお、安全運転管理者等の変更があったときは、必ず事業所を管轄する警察署で変更手続きを完了してから受講をお願いします。

(※ 変更前の安全運転管理者等が同年度内に法定講習を受講している場合、同年度内の受講は不要です。)

安全運転管理者等の罰則

Q 規定台数に達しても、安全運転管理者等を選任しない場合は処罰されますか。
また、規定台数に足りなくても、安全運転管理者を選任できますか。

A 安全運転管理者、副安全運転管理者の選任については、道路交通法第74条の3第1項、第4項に、「自動車の使用者等は、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者等を選任しなければならない。」と定められ、選任しなかった場合は、50万円以下の罰金となります。

また、規定の台数以下の場合であっても、安全運転管理者を選任することは可能です。選任する場合は、選任届の提出と年度内に1回の法定講習の受講をお願いします。

通勤や業務で使用する自動車に関する安全運転管理者等の選任

Q 業務に使用せず、マイカーを通勤のみに使用している場合、安全運転管理者等を選任しなければなりませんか。
また、リース車やマイカーを業務に使用している場合、安全運転管理者等を選任しなければなりませんか。

A 業務に使用せず、マイカーを「通勤のみ」に使用している場合は、安全運転管理者等の選任の対象ではありません。

また、安全運転管理者等の選任義務の対象となる「自動車の使用者」とは、「自動車を使用する権原を有する者で、かつ自動車の運行を総括的に支配する地位にある者」をいいます。リース車やマイカーを業務に使用している場合でも、事業者がその自動車の所有権、賃借権等を有しておらず、その運行も通常は従業員が自由に行えるのであれば、これに該当しません。

安全運転管理者を選任する事業所等の単位となる「自動車の使用の本拠」

Q 安全運転管理者を選任する事業所等の単位となる「自動車の使用の本拠」について教えてください。

A 安全運転管理者を選任する事業所等の単位となる「自動車の使用の本拠」とは、自動車の運行に供する場合において、その使用、整備等の使用を管理する拠点となる場所をいい、通常は、その自動車の使用者の住所がこれに当たりますが、店舗、事務所等の場所においてこのような機能が営まれていれば、当該場所がこれに当たります。

業務日誌等の保存期間

Q 安全運転管理者が作成する業務日誌等の保存期間を教えてください。

A 安全運転管理者の作成する業務日誌等の保存期間については、公安委員会に提出する場合もあることから、少なくとも1年間は保存するようにしてください。

安全運転管理者と運行管理者

Q 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に規定されている運行管理者がいる場合でも、安全運転管理者の選任が必要となりますか。

A 必要ありません。

事業用自動車を使用する事業所は、道路運送法又は貨物自動車運送事業法によって「運行管理者」が選任されることから、安全運転管理者を選任しなくても良いことになっています。また、道路運送法第79条の規定による国土交通大臣の登録を受けた自家用有償旅客運送者も、選任しなくても良いことになっています。

しかし、交通安全の取組のため、運行管理者のほかに、安全運転管理者を選任することを妨げるものではありません。